

飲食関連事業者一時支援金（第 2 期）の実施について

1 目的

令和 3 年 8 月、9 月における県からの「営業時間の短縮要請」にご協力いただいた飲食店と直接・間接の取引があり、経営に大きな影響を受ける飲食関連事業者の事業継続を支援するため、「一時支援金」を支給する。

2 制度概要

（1）支給対象者

令和 3 年 8 月または 9 月の売上が、前年又は前々年同月比で、
「30%以上減少（※）」している次の①～③の県内中小・小規模事業者
※前回の「50%以上減少」から要件緩和

- ① 時短要請に協力し、「ガイドライン実践店ステッカー」掲示の飲食店と継続的に直接・間接の取引のある事業者
- ② タクシー事業者
- ③ 自動車運転代行事業者

（2）支給額

上 限：法人 40 万円以内、個人事業者 20 万円以内

支給額：（前年または前々年の 8 月と 9 月の売上合計）
－ （令和 3 年 8 月または 9 月の売上）× 2 ヶ月

（3）申請期間

令和 3 年 9 月中旬～11 月 30 日（火）予定

3 事業費

3 億 4,000 万円（危機管理調整費を活用）

【参考】 令和3年4月・5月対象分 実績

申請期間： 令和3年5月24日（月）～令和3年7月30日（金）

支給実績： 490件 1億1,980万8千円

・業種別の支給実績

業種		支給 件数	支給金額
飲食店との 取引事業者	製造業	16件	5,000千円
	卸小売業	91件	29,203千円
	サービス業	22件	7,000千円
	その他	189件	36,918千円
タクシー事業者		88件	24,926千円
自動車運転代行事業者		84件	16,761千円
		490件	119,808千円

・業種別の割合（件数）

